

長久手市建設工事等成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、長久手市の発注する建設工事及び測量、調査、設計等委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者及び受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額が1件250万円を超える建設工事
- (2) 契約金額が1件100万円を超える委託業務のうち、設計、監理、調査及び測量等業務（物品等入札参加資格者名簿に登録されている業務は除く。）

(評定者)

第3条 工事成績評定者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 監督員
- (2) 総括（土木工事のみ）
- (3) 検査員

(評定表及び評定項目)

第4条 評定は、次により行う。

- (1) 建設工事の評定は、工事成績評定表（土木工事）（別紙1）又は工事成績評定表（建築工事）（別紙2）により行う。なお、土木工事の評定の作業手順は、土木工事成績評定作業要領によるものとする。
- (2) 委託業務の評定は、委託業務成績評定表（別紙3）により行う。

(評定の方法)

第5条 評定は、1件ごとに独立して行う。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに的確かつ公正に行う。
- 3 評価者は、それぞれの考査項目別評定表を用いて評定を行う。
- 4 建設工事の評定は、施工プロセスのチェックリスト（様式1）を考慮して行う。

(評定表の作成等)

第6条 評定は、建設工事及び委託業務が完了した後、速やかに行う。

2 監督員は、他の評定者から提出された考査項目別評価表をとりまとめて工事成績評定表と項目別評定点を作成し、工事成績評定表、項目別評定点、考査項目別評価表(監督員)・(総括)・(検査員)、施工プロセスのチェックリストの順で綴じ、発注課(監督員の所属課)が属する部の長の決裁を受けるものとする。

3 前項の決裁が終了した後、工事成績評定表の写し1部を行政課長に提出する。

4 工事成績評定表の原本は発注課(監督員の所属課)で保管する。

(評定結果の通知)

第7条 発注課の長は、土木工事の請負者に対し、評定の結果を工事成績評定結果通知書(様式2)に、項目別評定点(様式3)を添付し通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日(長久手市の休日を定める条例(平成元年長久手町条例第22号)に規定する市の休日を含む。)以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 発注課の長は、前項による説明を求められたときは、書面により速やかに回答するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。